

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

### 医療用物資の追加配布の実施について

今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、今後の新型コロナウイルス感染症感染拡大への備えや備蓄整備のため、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋を、都道府県を通じて、医療機関等に対し、希望に基づき配布する旨連絡するものです。概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、郡市区医師会及び関係医療機関への周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

### 記

- 都道府県が配布対象施設を決定、とりまとめ、配布先の所在地や必要な医療用物資の数などの必要情報を本年 7 月 31 日（月）までに厚生労働省へ提出すること。
- 配布について、配布対象施設が必要な数量を希望できること。
  - ・希望数量が多数に上る場合は、配布数量が調整される場合があること。
- 各物資の銘柄・材質・サイズは、指定できないこと。
  - ・備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合があること。
- 本年度は、季節性インフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布が予定されていないこと。
- 対象施設への配布は本年 9 月を目途に順次開始され、遅くとも同年 12 月中には配送完了予定とされているが、配送予定時期の変更が生じる場合があること。
- 昨年 12 月の感染症法改正で新設された、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症発生時、これらの感染症に係る医療提供体制確保に必要な措置を講ずるため、都道府県知事が医療機関の管理者と協議し、合意が成立したとき締結する協定（医療措置協定）の内容のうち、个人防护具の備蓄（任意事項）について、今般配布される物資を充てることができること。
- 今後の感染拡大等により医療用物資が不足する医療機関への G-MIS を活用した国による緊急配布（SOS）については、「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について」の一部改正について」（[令和 5 年 4 月 27 日付日医発第 256 号（地域）（健Ⅱ）](#)）等により実施されること。

### （参考）

- ・「「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」及び「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の医療法に基づく協定等について」（[令和 5 年 6 月 6 日付日医発第 509 号（地域）（健Ⅱ）](#)）
- ・「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」等の発出について（[令和 5 年 6 月 5 日付日医発第 472 号（健Ⅱ）（地域）](#)）
- ・医療用物資の備蓄体制の強化について（令和 2 年 8 月 7 日付（健Ⅱ 244F）参照）

事務連絡  
令和5年6月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

（マスク等物資対策班）

### 医療用物資の追加配布の実施について

医療用物資（サージカルマスク、N95 マスク（DS2 マスク等を含む。以下同じ。）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」（令和2年8月31日最終改正）等により、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応を行うとともに、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用した国による緊急配布（SOS）等の必要な配布を実施してきたところです。

新型コロナウイルス感染症の感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけ変更後も、医療機関等においては必要な感染対策を講じていただいております。医療用物資が必要とされているところであり、今般、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のため、医療用物資の追加配布（特別配布）を下記のとおり行うこととしました。

今般の追加配布については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正後の感染症法第36条の3の医療措置協定による医療機関での个人防护具の備蓄分<sup>(※)</sup>に充てていただき、これを含めた医療機関等での今後の備蓄整備に活用していただくことも可能です。

なお、今後の感染拡大等により医療用物資が不足する医療機関へのG-MISを活用した国による緊急配布（SOS）については、令和5年4月24日付け事務連絡「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について」の一部改正について」等により実施します。

都道府県におかれましては、今般の医療用物資の追加配布の実施についてご了知いただきますとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

(※)「「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」について(通知)」(令和5年5月26日付け健感発0526第16号・医政地発0526第3号・医政産情企発0526第1号・健健発0526第1号)等でお示ししているとおり、医療措置協定締結医療機関(病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所)では、協定において个人防护具(PPE)の備蓄について規定することができる(任意的記載事項)こととされ、都道府県が作成する予防計画において、医療措置協定を締結した医療機関(うち病院、診療所及び訪問看護事業所)の8割以上が使用量2ヵ月分以上の个人防护具の備蓄を実施することを目標に設定すること等としている。

## 記

### 1 追加配布の内容について

- 追加配布においては、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施します。
- 追加配布の対象となる施設については、これまでの優先配布(プッシュ型配布)での対象医療機関等のほか、それ以外の医療機関等(病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所)、高齢者施設等、障害者施設等も対象とすることができることとします。各都道府県において、配布対象施設の決定をお願いします。
- 配布については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために配布対象施設が必要な数量について希望することができるものとし、それに対して実施するものとします。希望数量が多数に上る場合は、配布数量を調整する場合があります。
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱(段ボール箱)につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。
- 配布後においては、医療機関等におかれては、配布物資を今後の感染拡大の波への備えや備蓄整備にご活用いただくようお願いします。

### 2 追加配布の手続について

- 都道府県におかれましては、追加配布について、都道府県や配布対象施設で必要な医療用物資の数の見込みを算出し、「別紙」の様式1及び2に配布先の所在地や必要な医療用物資の数などの必要情報を記入の上、令和5年7月31日(月)までに提出をお願いします。(提出先：[mask\\_ppe-ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp))
- 医療用物資の希望数量算出については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために必要な数量をご登録願います。
- なお、本年度においては、季節性インフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布を別途実施することを、現在、予定しておりませんので、ご了知の上、ご登録をお願いします。
- 配布対象施設への医療用物資の配布については、今夏の感染拡大に向けたもので

はなく、配布数等を整理して令和5年9月を目途に順次配布を開始し、遅くとも同年12月中には配送完了予定ですが、希望数量が多数に上る場合、配布数量を調整する場合がありますとともに、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

- 本追加配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点についてご同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、医療機関等への周知に当たりご留意いただきますようお願いいたします。





